懲戒処分の公表

令和3年1月29日(金)

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 上下水道局長 山 本 晋

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に 基づき公表します。

所属の部局	上下水道局
職務の級	参事
年齢	52 歳
性別	男
処分内容	停職 2 月
(概要)令和2年9月16日(水)午後9時頃、スポーツ利用のために市内の公立学校を夜間利用していた際、学校にあった散水用ホースリールを自宅で使用するために持ち帰ったもの。	
(処分理由) 地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律等に違反した場合」及び第3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。	
処分年月日	令和3年1月29日